

大館市農業委員会総会議事録

令和4年6月10日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日時	令和4年6月10日（金）午後2時00分 開会			
	場所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（19名）					
1番	渡邊 久留美	8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門
2番	石山 元一	9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久
3番	阿部 重信	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
4番	斎藤 重春	11番	小畑 美恵子	18番	安部 幸美
5番	小林 大樹	12番	富樫 英悦	19番	渡邊 久雄
6番	小畑 純市	13番	畠山 繁司		
7番	伊藤 昇	14番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（ 0名）					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局長	鳥潟 克次			
	次長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	12番	富樫 英悦		13番	畠山 繁司
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 13 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 21 号	農地法第 3 条の規定による賃貸借(使用貸借による権利)設定許可申請に対する処分について
議案第 22 号	農地法第 5 条の規定による賃貸借(使用貸借による権利)設定許可申請書の送付について
議案第 23 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 24 号	農用地利用集積計画の決定について (利用権移転)
議案第 25 号	大館農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について
議案第 26 号	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更(案)に対する意見について

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 19 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 12 番 富樫 英悦 委員、議席番号 13 番 畠山 繁司 委員にお願いいたします。

議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長 ・業務報告（5 月総会～6 月総会）について

- ・報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

議長

ないようですので、承認するものといたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 21 号『農地法第 3 条の規定による賃貸借(使用貸借による権利)設定許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

5 ページをお開き願います。

議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借(使用貸借による権利)設定許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による賃貸借(使用貸借による権利)設定許可申請があったので、これの処分(許可、不許可の決定)について意見を求める。

令和 4 年 6 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

6 ページをお開き願います。

内訳は、No.2 から No.5 までの 4 件で、地目は田が 9,255 m²、畑が 3,991 m²で、面積合計は 13,246 m²であります。

借り受けの事由は、全て「新規就農」となっており、貸借期間はNo.2 が 20 年、No.3 が 10 年、No.4 とNo.5 は 5 年であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号(第 1 号～第 7 号)に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 21 号 No. 2～5 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

19 番 (渡邊久雄)

議案については問題無いが、新規就農者の内容を詳しく教えて頂きたい。

事務局

No.2 と 3 は、J A に勤務している方で、アスパラを植える計画です。

No.4、5 は、おもにネギを植え、その後他の野菜を植える計画です。認定新規就農者に登録しております。

1 番（渡邊久留美）

No.2 の貸付期間が 20 年と長いけど、制限は無いのか。

事務局

20 年でも大丈夫です。50 年までの設定は可能です。

3 番（阿部重信）

過去に、永年と言うのもあったのではないか。

議長

ここで暫時休憩します。

— 暫時休憩 —

議長

再開いたします。

議長

他に何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 21 号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 22 号『農地法第 5 条の規定による貸貸借(使用貸借による権利)設定許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

8 ページをお開き願います。

議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 4 年 6 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は 9 ページの No.2 の 1 件で、地目は田で、面積は 155 m²です。

転用の目的は、父が所有する農地を申請人である息子が、申請地を無償で借り受けて一般住宅を建築しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、集落内の住宅に隣接する、下川沿駅から西、約 485m 地点に位置するため、第 2 種農地と判断できますので、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のオの (ア) の a の (b) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.2 の位置図及び配置図は 10、11 ページに記載のとおりであります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.2 の現地調査の結果を議席番号 4 番の 齋藤 重春 委員よりご報告願います。

4 番

齋藤 重春です。

議案第 22 号について、去る 6 月 2 日に 阿部 重信 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は 10 ページの位置図になります。

この場所は、国道 7 号線から市道 川口中央線に入り、下川沿駅方向に向かい下川沿駅から西側に 485m 進んだ右手の自宅脇の農地で、休耕地として管理されておりました。

11 ページの配置図にありますように、父親から農地を無償で借り受けし、一般住宅を建築しようとするものです。

転用にあたり、隣接する宅地 104 m²と一体利用し、宅地のレベルに合わせる整地を行います。北側や東側には、既存のコンクリート壁があるため農地への土砂流出はありません。

雨水排水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、斎藤 重春 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 22 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 22 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 23 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

12 ページをお開き願います。

議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 4 年 6 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は 13 ページの No.12 と No.13 の 2 件で、地目は全て畑、面積は 3,028 m²です。

転用の目的は、2 件とも宅地分譲をしようとするものであります。

No.12 であります。農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。この場所は、大館鳳鳴高校から東へ 850m 進んだ右側農地で、用途地域の第 1 種低層住宅専用地域内のため、第 3 種農地と判断できますので、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.12 の位置図及び配置図は 14、15 ページに記載のとおりであります。

次に、No.13 であります。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、タクミアリーナから市道 芦田子上代野線に入り、北方向へ 450m ほど進んだ集落内の左側農地で、長木出張所から北西約 520m に位置するため、第 2 種農地と判断できますので、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のオの (ア) の a の (b) に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたします。

なお、本案件は、特定建築条件付売買予定地となります。第2種農地では造成だけの許可はできなく、一定期間内に区画の販売、建築ができなかった場合、転用者が責任をもって建築することが条件となっていますので、誓約書を提出されていることを申し添えます。

No.13の位置図及び配置図は16、17ページに記載のとおりであります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.12、13の現地調査の結果を議席番号3番の阿部重信委員よりご報告願います。

3番

阿部重信です。

議案第23号について、去る6月2日に斎藤重春委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めに、No.12についてであります。申請地は14ページの位置図になります。

この場所は、大館鳳鳴高校から市道新町長根山線に入り、長根山運動公園方向へ850mほど進んだ右側農地で、現在は休耕地として管理されてきました。

15ページの配置図にありますように、隣接の資材置場と一体利用して事業用の分譲地を10区画造成しようとするものです。

転用にあたっては、東側にコンクリート土留めをし、0.5m盛土して北側の市道、西側の資材置場、南側の水路とレベルを合わせる造成を行う計画であり、土砂等の流出もありません。

雨水排水は新設する浸透側溝に流入し区域内処理をする計画であり、汚水や生活雑排水は、新設道路に下水道本管を設置し北側市道の本管へ放流する計画であることから特に問題は無いものと見てまいりました。

次に、No.13であります。申請地は16ページの位置図になります。

この場所は、タクミアリーナから市道 芦田子上代野線に入り、北方向へ450mほど進んだ左側農地で、現在は休耕地として管理されていました。

17 ページの配置図にありますように、事業用の分譲地を4区画造成しようとするものです。

転用にあたっては、0.6m盛土をして市道と同じ高さで造成を行い、西側農地との間には安定勾配で法面整形を行い、張芝工を施し区域外への土砂流出を防ぐ計画であります。

雨水排水は市道へ排水勾配を取り新設する側溝に流入し、既存の市道側溝へ排水をする計画であり、汚水や生活雑排水は、合併浄化槽を設置する事から特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、阿部 重信 委員から、現地調査の結果報告があった議案第23号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

19番（渡邊久雄）

農地の1種、2種に特定建築条件付売買予定地が関係あるのか。

事務局

転用の基本的なことから説明します、農地の区分によって転用が出来る、出来ないに分かれます。農地には甲種、1種、2種、3種の区分があります。

甲種、1種、2種は基本的には転用できない。3種は出来る(用途区域)。市が定めている区域で、大館では市街地、比内の扇田地区となります。

特定建築条件付売買予定地とは特例の一つです。1種、2種など、優良農地を単に整地する行為には許可ができません。分譲造成だけで土地が売れなかった場合更地になってしまうからです。近年の社会ニーズに合わせ、条件付きで許可が緩和されたものです。

議長

他に何かありますか。

ないようですので、議案第23号について原案どおり決してご異議ございま

せんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 24 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

18 ページをお開き願います。

議案第 24 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 4 年 6 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

19 ページをお開き願います。

19 ページから 21 ページまで、令和 4 年度農用地利用集積計画（第 3 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております、

決定依頼の件数は、新 - 225 から新 - 260 までの 36 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 3 件、3 年が 2 件、5 年が 11 件、10 年が 20 件で、地目は田の面積が 179,483.64 m²、畑の面積が 10,460.00 m²、面積合計は 189,943.64 m²であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 24 号 新-225～新-260 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 24 号 新-225～新-260 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 25 号『大館農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

22 ページをお開き願います。

議案第 25 号 大館農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について

農業振興地域整備計画変更案について、大館市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項で準用する同条第 1 項の規定に基づく意見を求められたので、これを回答するにあたり意見を求める。

令和 4 年 6 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は 23 ページの大館農業振興地域整備計画変更概要の案件番号 1 と 2 の 2 件であります。

位置図は、25 ページからになります。

案件1の申請者は、大館市土地改良区で、申請する土地の現況地目は田と畑で、筆数は6筆、面積合計は、2,172 m²です。

計画変更の目的ですが、別所中岱地区県営農地中間管理機構関連ほ場整備事業の対象地内の農用地区域外の農地を農用地区域へ編入しようとするものです。

案件2の申請者は、土地改良区区域外のため秋田県北秋田地域振興局長が申請しております、申請する土地の現況地目は田と畑で、筆数は4筆、面積合計は、2,041 m²です。

計画変更の目的ですが、曲田中山地区県営農地中間管理機構関連ほ場整備事業の対象地内の農用地区域外の農地を農用地区域へ編入しようとするものです。

曲田中山地区の改良区編入は令和5年4月予定だそうです。

説明は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第25号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思いますので、よろしくお願ひします。

初めに、案件1を審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

3番（阿部重信）

農振区域外の農地を編入する意味が分からない。

事務局

対象農地は、ほ場整備区域内にありますが、農用地区域外となっているため、事業に支障がでないように区域に編入し、計画に入れることを目的としているものです。

議長

他に何かありますか。

ないようですので、「案件 1」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次は、私に関する案件となりますので、安部会長職務代理者と議長を交代します。

(糸屋会長、安部会長職務代理者と議長を交代し退室。)

議長代理

次に、「案件 2」を審議します。

何かご意見ご質問ございませんか。

19 番 (渡邊久雄)

案件 1 と案件 2 で申請者が違うのはなぜか。

事務局

案件 1 は土地改良区の区域に入っていて、案件 2 は土地改良区の区域に入っていないので、北秋田地域振興局が申請者となります。案件 2 は令和 5 年 4 月に土地改良区に加入予定であります。

議長代理

他に何かありますか。

ないようですので、「案件 2」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長代理

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

糸屋会長は入室をお願いします。

(糸屋会長 入室し着席)

(安部会長職務代理者と糸屋会長が議長を交代する)

議長

次に、議案第 26 号『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)に対する意見について』を審議します。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

29 ページをお開き願います。

議案第 26 号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更(案)に対する意見について

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更(案)について、大館市長から農業経営基盤強化促進法第 6 条第 4 項の規定に基づき意見を求められたので、これを回答するにあたり意見を求める。

令和 4 年 6 月 10 日提出、大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

30 ページから 64 ページには、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)」の新旧対照表が記載されておりますが、左側の下線部分が追加、変更及び削除される箇所となっております。

主な変更内容は、35 ページ第 1 の 5 に目標の細分化を行い、(1)効率的かつ安定的な農業経営体の育成、(2)新たに農業を営もうとする青年等の確保に向けた取組、(3)地域の実情に即した多様な担い手の位置づけ、この 3 つの目標を立ち上げて、(1)では農地中間管理事業等の活用、スマート農業の普及、人・農地プランによる各地区の担い手の確保、(2)新規就農者の確保目標として近年の就農状況を踏まえ、自営就農・雇用就農者を含め年間確保目標を 8 人と設定しております。

また、青年等が目標とすべき所得水準、労働時間の基本的な考え方として、独立・自営就農 5 年後に農業で生計が成り立つ水準を認定農業者の目標所得の概ね 5 割以上の 225 万円以上としております。

最後に、62 ページの第 6 農地中間管理事業に関する事項として、事業の普及啓発活動、担い手の集積、集約化の促進など、農業委員会との連携が必

要なところがあり、意見を求められておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

16 番（菅原和久）

長々と説明したが、委員会として対象はどこかもう一度説明願いたい。

事務局

農業委員会としては、担い手の確保、農地の集積等について大事なところなので、62 ページの第6 農地中間管理事業に関する事項にある3項目が重要と考えています。

秋田県が策定した「基本構想」を基に各市町村が策定しているもので、10年に一度の改正となっています。

議長

暫時休憩いたします。

— 暫時休憩 —

議長

再開いたします。

他にありますか。

ないようですので、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長 ・当面の行事日程について説明する

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

ないようですので、これをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 30 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4 年 6 月 10 日

議 長

議 長

議事録署名委員 12 番

議事録署名委員 13 番

農地法第3条調査書

議案第21号 No.2	所有権移転 ・ 賃借権設定 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市柄沢字稲荷山下・・・ほか・・・筆	
申請者	住 所	氏 名
	大館市柄沢字柄沢・・・	〇〇〇〇
	住 所	氏 名
	大館市柄沢字稲荷山下・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の導入予定機械の能力及び農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が新規就農し畑地(アスパラ等)として営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月5日、斎藤重春 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第21号 No.3	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市柄沢字稲荷山下・・・ほか・・・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		埼玉県狭山市大字下奥富・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市柄沢字稲荷山下・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の導入予定機械の能力及び農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が新規就農し畑地(アスパラ等)として営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月5日、斎藤重春 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第21号 No.4		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町八木橋字五輪台・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町八木橋字五輪台・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字扇田・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の導入予定機械の能力及び農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が新規就農し畑地(ネギ等)として営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、5月31日、菅原一成 農業委員と岸恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第21号 No.5	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町八木橋字五輪台・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町八木橋字八木橋・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字扇田・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の導入予定機械の能力及び農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が新規就農し畑地(ネギ等)として営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、5月31日、菅原一成 農業委員と岸恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない